

ＪＲ会社法に基づく監督命令と鉄道事業法による事業改善命令を受けての見解

1月21日、国土交通省は、昨年9月19日に発生した貨物列車脱線事故に起因する軌道変位の放置と検査データの改ざん等に鑑み、ＪＲ会社法に基づく監督命令と鉄道事業法による事業改善命令をＪＲ北海道に通知した。ＪＲ会社法に基づく監督命令が発せられるのは初めてであり、2011年の脱線火災事故に続く2度目となる事業改善命令が同一鉄道事業者が発せられるのも初めてという極めて異例の事態である。ＪＲ北労組は、改めて労働組合のチェック機能が十分発揮できなかった反省の上に立ち、当該命令を真摯にかつ重く受け止める。とともに、これを奇貨として労働組合としての社会的責務を果たし、お客様に信頼され、安心してご利用いただけるＪＲ北海道を創り上げるべく全力を挙げて取り組む決意を固めるものである。

昨年から続く様々な事故、不祥事はＪＲ北海道に対する道民の皆様、お客様の信頼を著しく損ねてきた。ＪＲ北労組はＪＲ北海道に社員として籍を置き、まさにＪＲ北海道と命運を共にする組合員で構成する組織である。だからこそ我々は労使共に猛省の上に立ってＪＲ北海道を今一度原点から再生させ、お客様の信頼を得ていくしか道はないと考え、この間運動を展開してきた。その結実が昨年未内外に発表した「ＪＲ北海道再生プラン」であった。策定にあたっては、なぜこうした事象が立て続けに発生したのかという現実を、決して情緒的ではなく事実に基づいて直視し、その真因を正しく掴み取った上で処方を下すべきであり、かくも信用を失墜する事象を繰り返したＪＲ北海道にとって弥縫策、つまり表面的な解決策は絶対に許されないと考え方に依拠した。その上で組合員を中心とする関係者からの聞き取り調査を繰り返し、提起したのである。本日、国土交通省は、上述の諸命令とともに、「ＪＲ北海道の安全確保のために講ずべき措置」を示した。企業風土改革の断行、技術伝承のための教育体制の充実、第三者委員会の設置など、当該措置で示された項目は、我々が「ＪＲ北海道再生プラン」で志向した項目をほぼ包含している。我々は、組合員とともに策定した「ＪＲ北海道再生プラン」こそＪＲ北海道の真の再生に繋がる道であるとの確信を持ち、労使協議等を通じて同プランの実現を図る取り組みを鋭意推し進めていかなければならない。

前述、国土交通省から示された「講ずべき措置」の副題は「～ＪＲ北海道の再生へ～」であった。鉄道事業者としてあるまじき重大な問題を発生させ、これほどまで信頼を失墜させてしまったＪＲ北海道に対し、監督官庁が敢えて「再生」の道を選択したのである。こうした行政の判断を重く受け止め、かつ、これをＪＲ北海道の再生を果たす最後のチャンスと捉え、労使あげて全力で再生に向けて取り組まなければならない。そうした基本認識に立って、ＪＲ北労組は安全最優先の、風通しの良い社風の樹立を基礎とした企業づくりに全力で邁進する。

2014年1月21日

ＪＲ北海道労働組合
(Ｊ Ｒ 北 労 組)